

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 科学技術進歩法の改正について

科学技術進歩法が2007年12月29日に第十回全国人民代表大会・常務委員会第三十一次会議により改正されました(施行は2008年7月1日)。今回の改正におけるポイントは次のとおりです。

なお、新科学技術進歩法(和訳)は、JETRO 北京知的財産権部のホームページに掲載しておりますのでご利用ください。

[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2008011576744857.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2008011576744857.pdf)

●革新型国家の建設

- 1) 科学技術による国家建設戦略を実施する。また、革新型国家を建設する。(第2条)
- 2) 学校及び教育機関による科学精神の育成を重要視する。(第3条)
- 3) 研究開発の奨励・科学技術の応用を通じ、従来型産業の改造、ハイテクノロジー産業と社会事業の発展を推進する。(第4条)

●技術革新を支援する環境の整備

- 1) 軍事部門と民需部門における双方向の技術移転を促進し、科学技術資源の配置も軍事部門と民需部門を調和させる。(第6条、第12条)
- 2) 知的財産戦略を制定し、知的財産権を尊重する社会環境を構築し、法に基づき知的財産権を保護する。(第7条、第38条)
- 3) 基金の設立、税制面・減価償却での優遇措置、知的財産権担保業務、融資の提供、資本市場の整備を行う。(第16~18条、第33条~第36条)
- 4) 財政資金を利用した科学技術基金プロジェクト又は科学技術計画プロジェクトの成果である知的財産権は、当該プロジェクトの実施者が取得する。国の安全、国益、社会公共の重要な利益にとって必要な場合には、国は無償で使用できるし、第三者に対して有償又は無償で使用を許諾できる。(第20条)
- 5) 県級以上の人民政府は、公平な競争が行われる市場環境を確立する。国務院は、技術が立ち遅れた設備や工法の淘汰、立ち遅れた製品の生産停止を促進する(第40条)

●海外技術の導入

- 1) 国の産業政策と技術政策に基づいて、国外から先進的な技術と設備の導入を奨励する。(第22条) 導入した技術を消化・吸収し、二次革新する。(第22条、第33条)

●企業を主体とする技術革新

1) 企業を主体とし、市場を基礎とし、企業・研究開発機関・大学機関が連携した技術革新体系を構築する。国は、企業の技術革新活動を支援し、企業が技術革新における主体として機能を発揮できるよう指導する。(第 30 条)

2) 企業が研究開発と技術革新に向けた投入を拡大し、自主的な研究開発テーマの選定を奨励する。(第 33 条)

●科学技術者に対する奨励

1) 国内外の組織・個人による科学技術に関する賞の設立を奨励する。(第 15 条)

2) 外国の優秀な科学技術者が中国において研究開発に従事する場合、中国における永久居住権を優先的に取得できる。(第 54 条)

3) 模索性が強く、リスクの高い科学技術研究開発プロジェクトを実施し、勤勉な態度で責任と義務を果たしたものの、当該プロジェクトを完了できなかった場合には、当該科学技術者に寛容を与える。(第 56 条)

●研究開発費の投入

1) 国が科学技術の経費に投入する財政資金の増加幅は、国家財政における経常収入の増加幅を超えるものとする。全社会の科学技術研究開発経費が国内総生産に対して適切な比重を占めるようにし、段階的にこれを引き上げる。(第 59 条)

2) 財政上の科学技術資金は主に、(一) 科学技術の基礎条件と施設の建設、(二) 基礎研究、(三) フロントエンド技術の研究、社会的公益性のある技術の研究、重要なコア共通技術の研究、(四) 重要なコア共通技術の応用とハイテクノロジー産業のモデル化、(五) 農業新品種と新技術の研究開発、農業科学技術の成果の応用と普及、(六) 科学技術の普及、に投入する。(第 60 条)

●知的財産の囲い込み

1) 財政資金を利用した科学技術基金プロジェクト又は科学技術計画プロジェクトの成果である知的財産権は、先に国内で使用することを奨励される。国外の組織・個人に供与又は独占権を許諾する場合、プロジェクト管理機関の審査と認可が必要となる。(第 21 条)

2) 国内の公民・法人・その他の組織が独自に革新した製品、国が重点的に支援する製品について、政府は初めて発売されたものを率先して購入する。(第 25 条)

3) 科学技術の研究開発と標準の制定を結合させる。(第 26 条)

4) 希少な生物種資源・遺伝資源など科学技術に関連する資源について出国管理制度を実施。(第 28 条)

●農業の発展に対する支援

1) 農業技術の成果を製品化・産業化させ、農業技術の進歩を促進する。農業用の新品種・新技術の研究開発・応用の実施を指示し、措置を講じる。(第23条)

---

---

## 【最新ニュース・クリッピング】

### ○法律・法規等

1. 科学研究の失敗への寛容性を立法で明確化(新華網 12月24日)
2. 商務部: ネット利用した企業秘密の漏洩防止へ(国家知識産権網 12月20日)
3. 工商総局: 「独占禁止法」関連規定の制定を急ぐ(国家知識産権網 12月14日)
4. 改正「科技進歩法」採択 知財戦略の実施を法律化へ(中国知識産権報 2008年1月4日)
5. 「インターネット視聴番組サービス管理規定」発表 月末より施行(毎日経済新聞 2008年1月3日)
6. 中国税関 北京五輪期間中の知的財産権保護プラン制定へ(中新網 2008年1月8日)
7. 尹新天: 特許法の第3回改正 今年は実質的進展も(新華網 2008年1月14日)
8. 北京市: 展示会における知財保護規定を正式公布(国家知識産権網 2008年1月18日)

### ○中央政府の動き

1. 国務院、一部区域でハイテク企業の税制優遇へ(政府網 12月30日)
2. 「科学技術貿易振興革新基地」、新たに20カ所が認定(人民網 12月18日)
3. 伝統医療・薬剤の知財保護強化へ 11部門が指導意見(国家知識産権網 12月18日)
4. 質検総局、年内に国家基準1万項目を制定へ(新華網 2008年1月3日)
5. 中国、エネルギー白書を発表 知財問題を適切に処理する(国家知識産権局 2007年12月29日)
6. 農業部: 植物新品種保護の八大措置(農業部ウェブサイト 2008年1月9日)
7. ネット配信作品の著作権確認プラットフォーム、発表(中国インターネット協会 2008年1月6日)
8. 我が国の知財権保護活動への支援活動 本格始動へ(法制日報 2008年1月7日)
9. TV デジタル放送に向け、6部門が知財保護政策を策定(国家知識産権網 2008年1月24日)
10. 国家版權局 5月に著作権管理システム稼働(新華社 2008年1月21日)
11. 公安部: 法執行で国際協力強化 知財犯罪の共同取り締まりへ(国家知識産権網 2008年1月21日)

### ○地方政府の動き

1. 深セン市政府 SIPOと知財保護協議書調印(国家知識産権網 12月15日)
2. 上海税関: 2007年、知財案件の摘発が増加(新華社 2008年1月3日)
3. カラオケ店からの著作権使用料の徴収 15省でスタート(新華社 2008年1月3日)
4. 「香港・日税関協力取決め」が締結 知財保護強化へ(中新網 2008年1月9日)
5. 上海: 知財保護へ、さらに効果的な措置を導入(知識産権報 2008年1月22日)

### ○司法関連の動き

1. 北京谷歌 米国グーグル社に対する権利侵害の訴え 敗訴へ（京華時報 12月27日）
2. ヤフー中国、最終審に著作権法違反の判決（中国文化報 2007年12月24日）
3. 検索エンジン「百度」の検索サービスめぐる訴訟に決着（法制晩報 2007年12月20日）
4. 寧波の企業、商標めぐり米MS社との争いに勝利（新華網 2008年1月9日）
5. JTB商標を湖南省住民が先行登録 「売値1000万ドル」（当代商報 2008年1月15日）
6. 類似商標を使用 1審で賠償2000万元の判決（中国法院網 2008年1月9日）
7. 中国の企業 マイクロソフト社を特許侵害で提訴（中国青年報 2008年1月20日）

#### ○統計関連

1. 専利出願件数の伸びが加速し、累計400万件を突破（新華網 12月26日）
2. 中国、ハイテク産業の年間平均成長率が27%に（新華網 12月22日）
3. 最高裁の知財民事訴訟、07年は18%増（知識産権司法保護網 2008年1月3日）
4. 07年PCソフト登録件数が新記録 2万5666件に（新華網 2008年1月8日）
5. 07年専利出願受理件数69万4千件 登録は35万件（国家知識産権局 2008年1月9日）
6. 税関総署：5年で知的財産権侵害事件7千件摘発（国家知識産権局 2008年1月9日）
7. 福州税関：知財案件の摘発、07年は全国トップ（国際商報 2008年1月24日）

#### ○その他知財関連

1. 百度：間もなく特許検索サービスを開始へ（eNet 12月17日）
2. 2007年 中国10大IT技術発明選出（中国電子報 2008年1月2日）
3. 映画のインターネット著作権を守る協力計画がスタート（新華網 2008年1月9日）
4. オートデスク、世界最大の研究開発センターを上海に設立（新華社 2008年1月9日）
5. 北京の老舗6店舗の英語名が決定（新華社 2008年1月8日）
6. 広州市、今年はアニメ産業連合による市場参入を奨励（新華社広州 2008年1月20日）

---

#### ●ニュース本文

#### ○法律・法規等

##### ★★★1. 科学研究の失敗への寛容性を立法で明確化★★★

イノベーションのプロセスにおいて、心理的な負担を軽減し、勇敢に試し、大胆に模索するよう科学者を促すため、全国人民代表大会（全人代）常務委員会は23日、科学技術進歩法修正草案の2回目の審議を行い、科学者による研究の失敗への寛容性をさらに明確に示した。

全人代常務委員会は今年8月に同案を初審議。探求性、失敗のリスクが共に高い科学技術研究プロジェクトについて、原記録がその受託の研究者が、その責務を履行しながら完成に至らなかったことを証明できる場合、当該プロジェクトの終了に影響しないと定めた。

全人代法律委員会は教科文衛委員会（教育・科学・文化・衛生委員会）、国務院法制弁公室、科学技術部との検討を経て、同条文を「国は科学技術者が自由に探求し、勇敢にリスクを負担することを奨励する。原記録が、探求性・リスク共に高い科学研究プロジェクト

トを受託した科学技術者が、勤勉に責務を履行しながら、なお当該プロジェクトの目的の達成に至らなかったことを証明できる場合、寛容に扱う」と修正することを提案した。ここに定める「寛容に扱う」には「当該プロジェクトの終了に影響しない」のほか、失敗への寛容性に関するその他の内容が含まれる。(新華網 2007年12月24日)

#### ★★★2. 商務部：ネット利用した企業秘密の漏洩防止へ★★★

商務部は取引情報のセキュリティー保護をめぐり、このほど「電子商取引の規範的發展の促進に関する意見」を発表した。

「意見」は取引情報のセキュリティー保護の必要性を強調。電子商取引のための正常なネットワークインフラや情報セキュリティー体制を確立し、ウェブサイトのセキュリティー確保や企業情報や利用者情報の保護に努めるよう、企業に求めている。また、インターネットを利用して、企業秘密や利用者情報を第三者へ漏洩するなど、不当な利得行為を防ぐよう求めている。さらに、スムーズな情報配信や詐欺行為の取り締まりについても言及している。

同「意見」は、「流通業の發展促進に関する國務院の若干の意見」や「電子商取引の發展加速に関する國務院弁公庁の若干の意見」のさらなる徹底のため、中国の電子商取引の最新状況を踏まえて制定された。(国家知識産権網 2007年12月20日)

#### ★★★3. 工商総局：「独占禁止法」関連規定の制定を急ぐ★★★

国家工商行政管理総局の鍾攸平副局長はこのほど、「独占禁止法」の実施に合わせ、関連規定制定に向けた検討作業を急ぎ進める方針を明らかにした。「独占禁止法」は今年8年に制定され、来年8月1日から施行される。鍾副局長は「今後、一本化された、詳細かつ運用しやすい規程の制定を検討し、統一かつ透明、公正な法執行に役立てたい」と述べた。

国家工商行政管理総局はこのほか、「独占禁止法」の広報活動を強化し、市場競争の意識向上を図る。取り締まりを担う法執行係員の研修を強化し、同法の原則や主要内容をトータルかつ正確に把握させるとともに、国際交流や協力を強化し、国外の効果的な手法を取り入れるなど、「独占禁止法」実施に向けた準備を進める。(国家知識産権網 2007年12月14日)

#### ★★★4. 改正「科技進歩法」採択 知財戦略の実施を法律化へ★★★

改正「科技進歩法」が2007年12月29日、第十期全人代第三十一次會議を通過した。2008年7月1日に施行する予定。

全人代常務委員会法制工作委员会の李援・行政法室主任が記者会見において、革新型国家の建設を前提に、發展過程に直面する新たな情勢と問題を踏まえて、主に▽自主的革新力の向上と革新型国家の建設▽国が知財戦略を制定・実施し、研究成果の早期実用化を促進する▽企業の技術進歩を促し、市場に基づいた企業主導のイノベーションシステムの確立——などの面で改正を行ったと説明した。

説明によると、新法の総則第七条に「国が知的財産権戦略を制定・実施し、知的財産権制度を整備する」内容が組み込まれた。また、同法が、国の出資により設立した科学基金または科学計画プロジェクトに生まれた知的財産権に関して、その権利行使と利益配分についていっそう明確に規定している。

技術革新における企業の主導的な役割を十分に発揮させるために、「企業の技術進歩」という章を作り、▽企業がR&Dと技術革新への投入を増加し、自らR&D課題を提出し、

技術革新活動を進めることを奨励する▽企業が導入した技術の消化・吸収および再創造を奨励する▽企業の R&D 成果である知的財産権を法に基づいて保護する▽企業は適切に知的財産権を管理、保護、運用する力を絶えず向上させ、自主的創造力と市場競争力を高めるために取り込まなければならない——などの内容が新規増加した。(中国知識産権報 2008 年 1 月 4 日)

**★★★5. 「インターネット視聴番組サービス管理規定」発表 月末より施行★★★**

インターネットにおいて視聴サービス提供の市場参入条件、手続き及び管理監督措置などを明確に定めた「インターネット視聴番組サービス管理規定」は国家広播電影電視総局(広電総局)と信息产业部より共同で発表し、1 月 31 日より施行することが明らかにされた。

同管理規定は 2006 年に起草がスタートし、2007 年に決定稿が完成した。インターネット視聴番組市場への参入条件として、国有独資または国有持株企業であることが定められている。条件を満たせば、まず広電総局視聴サービス認可を取得した後、信息产业部によるインターネット接続許可を得る。

インターネット視聴番組サービス管理規定の発表によって、電信ネットワーク、ラジオ・テレビネットワーク、インターネットの「3 ネットワーク統合」への実質的な一歩が踏み出されたといえる。

業務面では、「3 ネットワーク統合」は、より豊富で簡便な情報サービスがユーザーにもたらされる。ユーザーはひとつの端末・接続方式によって、文字、音声、データ、画像、ビデオなど各種情報サービスを利用することが可能となり、ネットワークソースの利用レベルがいっそう高まることとなる。(毎日経済新聞 2008 年 1 月 3 日)

**★★★6. 中国税関 北京五輪期間中の知的財産権保護プラン制定へ★★★**

税関総署は 1 月 7 日に、総署はすでに 2008 年北京オリンピック期間中の税関知的財産権保護業務プランを立案したと発表した。税関総署の責任者によると、オリンピックの知的財産権保護をしっかりと行うことは、オリンピックの標識を保護するだけではなく、更に重要なのは偽造品、海賊版商品をいっそう厳しく取締まることである。

プランによっては、オリンピック時に個人の携帯品・郵送品に発見した権利侵害品に対する管理を税関総署公告の形式で規定し、オリンピック関連の輸出入貨物または個人物品に対する監視・管理を強化し、海外旅客に対して中国の知的財産権における税関保護の関連事項の宣伝をしっかりと行う。また関連エンフォースメント部門にオリンピック開催中の国内市場の整備・監督を強化するように提案する。(中新網 2008 年 1 月 8 日)

**★★★7. 尹新天：特許法の第 3 回改正 今年の実質的進展も★★★**

国家知識産権局条約法規司の尹新天司長(報道官)はこのほど、新華網の取材の中で、「専利法(特許法)」第 3 次改正が、國務院の 2008 年重点立法活動に盛り込まれたことを明らかにした。今年には改正作業の実質的な進展が期待される。

国家知識産権局は昨年 12 月 27 日、すでに改正草案を國務院に提出しており、現在は國務院で審議中。改正作業は國務院の 2008 年の重点立法活動の一つに選ばれている。このほか、国家工商行政総局は、「商標法」改正作業を急ピッチで進めている。(新華網 2008 年 1 月 14 日)

**★★★8. 北京市：展示会における知財保護規定を正式公布★★★**

北京市はこのほど、「展示会における知的財産権の保護にかかる方法」を公布した。同規定によれば、北京市知識産権局は北京市で開催される展示会における知財保護活動のプランニングと調整を担当する。知的財産権や工商行政管理、著作権の各当局は、それぞれの権限に基づいて展示会の知財保護業務を指導、監督し、展示会主催者が知財保護体制を整備できるようサポートする。

「方法」は、展示会における知財保護強化のため、関連の法律法規や北京市の実情を踏まえて制定された。対象となる活動は、北京市の行政区域内で開催される展示会、博覧会、交易会などで、特許権（実用新案と意匠も含む）、商標権、著作権などの知的財産権が保護対象となる。「方法」は3月1日から施行される。（国家知識産権網 2008年1月18日）

## ○中央政府の動き

### ★★★1. 国務院、一部区域でハイテク企業の税制優遇へ★★★

国務院はこのほど、経済特区、上海浦東新区のハイテク企業に対し、2008年1月1日から減免税優遇政策を実施することを発表した。

深セン、珠海、汕頭（スワトウ）、廈門（アモイ）、海南の経済特区と上海浦東新区がその対象となる。

経済特区と上海浦東新区では2008年1月1日から、国家が重点的に支援するハイテク企業として登録する企業に対し、経済特区、上海浦東新区内で得た所得は、初回の生産経営収入に帰属する年度から、1～2年目の企業所得税を免除し、3～5年目は法定税率25%を半減するという。

国家が重点支援するハイテク企業とは、核となる自主的な知的財産権をもち、「中華人民共和国企業所得税法実施条例」の関連規定を満たし、「ハイテク企業認定管理弁法」で認定された企業を指す。（政府網 2007年12月30日）

### ★★★2. 「科学技術貿易振興革新基地」、新たに20カ所が認定★★★

商務部と科学技術部は17日に北京で、「国家科学技術貿易振興革新基地認定大会」を共同で開催した。「科学技術貿易振興革新基地」の認定は去年に続き2回目。今回は20カ所が新しく認定され、1回目と合わせて36カ所となった。

今回認定された科技貿易振興革新基地は、設備製造業の振興、ハイテク産業のグレードアップ、省エネルギー・環境保護の重視、循環経済型産業の発展などの方向に沿って建設され、電子情報・バイオ医薬・設備製造・ファインケミカル・海洋化学・新素材・新エネルギーの7産業をカバーする。各基地には300以上の国家級科学研究機関が入っており、収益に占める研究開発費の割合は平均で5%に迫る水準となっている。（人民網 2007年12月18日）

### ★★★3. 伝統医療・薬剤の知財保護強化へ 11部門が指導意見★★★

国家中医薬管理局は12月18日午前の記者会見で、国家中医薬管理局、知識産権局など11部門が共同で定めた「民族医薬事業発展の確実な強化に関する指導意見」の概要を説明した。

「指導意見」には8つの内容が含まれ、「民族医薬」と呼ばれる中国の伝統医療や伝統薬剤をめぐる、知的財産権の保護を強化する具体的措置を打ち出している。国家知識産権局事務室の甘紹寧主任は、伝統医療・薬剤の知財保護の主なアプローチとして、商標や企業秘密の保護など、特許や技術に関する秘密保持のほか、地理的表示（GI）や植物新品種の保護を挙げた。

「指導意見」の作成にかかわったのは、国家中医薬管理局、国家民族事務委員会、衛生部、国家発展・改革委員会、教育部、科学技術部、財政部、人事部、労働保障部、食品薬品監督管理局、知識産権局の 11 部門。これら部門は今後、「指導意見」実施のための具体的措置を制定し、サポートを強化することで、伝統医療・薬剤の発展を促す方針だ。(国家知識産権網 2007 年 12 月 18 日)

#### ★★★4. 質検総局、年内に国家基準 1 万項目を制定へ★★★

国家質量監督検査検疫総局(質検総局)の李長江局長は 3 日の「全国質検工作会議」で、今年中に国家基準 1 万項目を新たに制定して基準数を約 3 万 1 千項目で保持し、基準不足を解決していくことを発表した。長期にわたって未改定の基準 9500 項目以上を完成させ、全面的に基準の時代遅れを解決していく。

李局長は、▽今年急務となる国家基準 4 千項目の改定を加速させ、食品や主要消費品に関する有害物質の規制指標において国家基準を 100%満たすよう保証していく。▽積極的に国際基準を採用していき、年末までに国家基準の中に国際基準を 75%盛り込んでいく。同時に、科学研究と基準の足並みを揃え、独自の革新技術をすぐに基準化できるよう基準制定の遅れを解決していく。▽業界基準や地方基準の報告を強化することで基準間に発生する矛盾を解決し、統一された基準体系を確立していく——ことを明らかにした。(新華網 2008 年 1 月 3 日)

#### ★★★5. 中国、エネルギー白書を発表 知財問題を適切に処理する★★★

國務院新聞弁公室は 12 月 26 日、エネルギー白書「中国のエネルギー資源の状況と政策」を発表した。世界のエネルギーの安定的な供給のためには、中国としては、知的財産権保護、先進技術の推進などの問題を適切に処理し、世界のエネルギー資源の持続可能な利用を促し、世界の安定したエネルギー供給の維持に積極的に貢献していく決意を表明した。

白書では、中国のエネルギー分野の現状や今後の発展戦略と目標、省エネの全面的推進・エネルギー供給能力の向上・エネルギー産業と自然環境のバランスのとれた発展の促進・エネルギー開発・利用体制改革の推進・エネルギー分野での国際協力の強化などに向けた政策措置が詳しく紹介された。

省エネ対策を全面的に推し進めるため、今後科学技術性の高い、経済効果がよく、資源消耗と環境汚染が少なく、人的資源の優位性が十分に発揮される新しいタイプの工業化の道を歩んでいく。ハイテク産業の発展を加速させ、ハイテク及び先進かつ適切な技術を伝統産業の改造に運用し、工業全体のレベルアップを図っていく。

また、白書によると、中国はエネルギー分野での外国投資をも奨励していく。石油・天然ガス資源の探査と開発の分野での海外との協力体制を整備し、非在来型エネルギー資源の探査と開発への外国企業による投資を奨励し、発電所などのエネルギー施設の外国企業による投資と経営を奨励し、外国企業の投資環境をいっそう改善し、外国資本の関連する分野を広げてこれを十分に利用していく方針だ。(国家知識産権局 2007 年 12 月 29 日)

#### ★★★6. 農業部：植物新品種保護の八大措置★★★

中国は植物新品種保護の分野で大きな成果を上げているが、先進国と比べると格差はまだ大きい。全体的には▽制度面が未整備▽法執行の不徹底▽業務システムの未整備▽技術システムの未整備——などの問題がある。これら問題について、農業部は公式ウェブサイト上で「『第 11 次五カ年計画』の期間中、4 つのシステム整備、4 種の能力構築に向け、八大措置により新品種保護のレベル向上に目指す」と表明した。

八措置の内容は次の通り。?@法制度システムの整備:「植物新品種保護条例実施細則(農業部分)」を改正するとともに、国内の植物新品種に対する保護・奨励策の検討と制定を図る?A技術支援システムの整備?B管理サービスシステムの整備?C情報サービスシステムの整備?D広報・人材育成の強化?E法執行の強化?F品種の普及・応用の加速?G国際協力・交流の強化。(農業部ウェブサイト 2008年1月9日)

**★★★7. ネット配信作品の著作権確認プラットフォーム、発表★★★**

中国インターネット協会のインターネット著作権連盟は昨年12月28日、記者会見を開き、「インターネット著作権記録確認プラットフォーム」を発表した。コンテンツ会社による正規版作品のスムーズな流通を促す狙い。連盟は今後、正規版の推薦作品リストを定期的に配信し、正規版作品の流通を加速したい考えだ。

同プラットフォームを使えば、コンテンツ会社は正規版作品を高速で自動登録できる。連盟は登録作品をチェックした上で、ウェブサイトから作品リストを対外配信し、情報サービス会社にリスト上の作品の販売を求め、著作権保護の拡大を図る。(中国インターネット協会 2008年1月6日)

**★★★8. 我が国の知財権保護活動への支援活動 本格始動へ★★★**

先日開催した全国知的財産権法執行会議で情報によると、我が国はすでに全面的に知財権保護への支援活動をスタートさせた。支援の対象は、経済的困難のため知的財産権の訴訟費用を支払えない中国の公民と法人、解決しにくい知的財産権事件に出会った中国の公民、法人である。

昨年末、国家知識産権局は「知的財産権の権利保護への支援活動を展開することに関する指導意見」を配布した。指導意見によれば、権利保護の支援内容は:▽知的財産権権利侵害の認定と賠償額の推定に対する参考意見の提供▽影響の大きい渉外知財紛糾事件、紛糾処理・訴訟費用の支払えない中国の当事者に出資支援を提供▽関連機関と調整し、重大で外交に関わる知的財産権の紛争事件の合理的な解決案の成立を促進▽難しい事件、権利侵害しない訴訟事件、権利濫用事件に関して、研究討論会を催し参考意見を提供——などであった。(法制日報 2008年1月7日)

**★★★9. TV デジタル放送に向け、6部門が知財保護政策を策定★★★**

国家発展改革委員会、科学技術部、財政部、情報産業部、税務総局、広播電影電視(ラジオ・映画・テレビ)総局の6部門はこのほど、「デジタルテレビ産業の発展奨励に関する若干の政策」(以下、「政策」)を発表した。「政策」の発表は、知的財産権を取得した中国独自のデジタル放送技術や関連製品の発展をサポートする狙い。同時に、テレビデジタル放送をめぐる知財保護を強化するよう求めている。

「政策」によれば、テレビデジタル放送向け設備の製造、技術開発、応用などをめぐる知財権侵害への対応を強化し、担当の法執行部門が「専利法(特許法)」に基づいて厳重に処分する。製品規格の制定については、業界協会や商工会議所、企業が重要な役割を担うものとし、デジタル放送技術規格の特許権保有者やソフトウェアの著作権保有者、設備メーカー、コンテンツサービス業者、接続業者の間で知的財産権のライセンス制度を整備することを定めている。(国家知識産権網 2008年1月24日)

**★★★10. 国家版權局 5月に著作権管理システム稼働★★★**

国家版權局の閻曉宏副局長は17日、昨年8月から10月まで実施したネットワーク著作

権侵害・海賊版の集中取り締まりで、1001 件の著作権侵害行為を摘発したことを明らかにした。そのうち、832 件著作権侵害行為に対し停止命令を出し、87 万元に上る罰金を科したほか、339 のウェブサイトを開鎖し、123 台サーバーを押収した。司法機関に引き渡した悪質な案件は 31 件だった。

中国は 2005 年から集中取り締まりを 3 年連続で実施しており、摘発件数は 2005 年が 172 件、06 年が 436 件、07 年は前の 2 年間の総計の 2.6 倍の 1001 件と年々急増、インターネット上の著作権侵害問題の深刻さを浮き彫りにした。

中国では、インターネット利用できるパソコンは 7000 万台に達し、インターネット利用者数は 1 億 7200 万人、ウェブサイトは 131 万超、既にアメリカについて世界第 2 位のネット社会に突入した。インターネットの急速な発展に伴い、映画や音楽、ソフト、オンラインゲーム、書籍などの違法コピー商品が大量に流通・販売されている問題が深刻化になっている。

閻曉宏副局長は、「政府のレベルでは知的財産保護対策に取組みを強化しているが、ネットワーク著作権侵害と海賊版横行の実態は依然として大きな懸案となっており、その原因は、違法行為コストが低いことにある」と指摘、「法律枠内で厳しい処罰を与えるべきである。支払われた著作権侵害の代価とコストで違法者に同様な行為を再度行わせないことを可能にしなければならない」と述べ、徹底した法的措置を取る姿勢を示した。

中国政府は現在、800 万元の予算を組んでインターネット著作権の監督管理システムを開発しており、今年 5 月の稼働を予定しているという。(新華社 2008 年 1 月 21 日)

#### ★★★11. 公安部：法執行で国際協力強化 知財犯罪の共同取り締まりへ★★★

国務院新聞弁公室は 1 月 17 日、「インターネット権利侵害・海賊版取り締まり特別行動」紹介のための記者会見を開いた。公安部経済犯罪偵察局の高峰副局長は会見で、「知的財産権を侵害する犯罪活動は、国際的な犯罪問題だ。こうした国際的な犯罪活動を効果的に取り締まるためには、国際的な法執行協力を強化することで、国際的な犯罪の新動向、新傾向に共同で対応する必要がある」と述べた。

高副局長によれば、深刻な海賊版問題への対応を図るため、警察と著作権当局は協力して、すでに情報収集、情報共有、法執行、取り締まり活動などの連携メカニズムを設置した。(国家知識産権網 2008 年 1 月 21 日)

#### ○地方政府の動き

##### ★★★1. 深セン市政府 SIP0 と知財保護協議書調印★★★

12 月 13 日、国家知識産権局と深セン市政府は共同で「知的財産権強い都市の構築における合作協議書」に調印した。

同協議書によると、国家知識産権局は深セン市と共同で、知的財産権戦略の実施を強化させ、深セン市を「知的財産権が硬く守られる市場」へと構築する面で協力していく。また、同協議書の実施により、中国の特色ある知的財産権制度の設立に経験の蓄積が期待されているという。

なお、同協議書の発効日は調印した日とされている模様。(国家知識産権網 2007 年 12 月 15 日)

##### ★★★2. 上海税関：2007 年、知財案件の摘発が増加★★★

上海地区の税関で 2007 年 1～11 月に摘発された知的財産権の侵害案件は 241 件で、貨物 6700 万点余りが押収された。被害総額は 8100 万元。押収貨物数は前年同期比 91.4%

増、件数は同 107.7%増で、いずれも史上最高だった。上海税関が1月3日に明らかにした。

上海税関は対外貿易秩序保護の面では、密貿易取り締まりの特別活動を展開している。2007年1～11月、上海税関は密貿易2164件を摘発。摘発貨物の総額は13億6200万円に上った。(新華社 2008年1月03日)

### ★★★3. カラオケ店からの著作権使用料の徴収 15省でスタート★★★

音響・映像分野における知的財産権保護の重要措置として昨年末、地方の15省(自治区・直轄市含む)でカラオケ店に対する著作権使用料の徴収が全面的に始まった。中国音響映像協会、中国音楽著作権協会が1月1日に明らかにした。

中国音響映像協会、中国音楽著作権協会は昨年2月13日、雲南省昆明市のカラオケ経営会社12社との間で、著作権使用料の徴収に関する契約を締結した。以降、陝西、山東、北京、広東、江蘇、福建、遼寧、浙江、重慶、四川、湖南、安徽、江西、新疆、雲南などの省・自治区・直轄市でも同様の契約が結ばれ、全国に広がりつつある。現在、すでに一部カラオケ店経営会社が両協会との著作権ライセンス契約を締結。カラオケ経営会社から協会への契約に関する問い合わせも増えている。(新華社 2008年1月3日)

### ★★★4. 「香港・日税関協力取決め」が締結 知財保護強化へ★★★

香港関税と日本関税局は、税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する香港・日本税関当局の間の協力取決め「香港・日税関協力取決め」について合意に達し、1月8日香港において、香港税関長の袁銘輝(リチャード・ユエン)と日本の青山幸恭関税局長との間で署名が行われた。

本取決めは、両税関当局が、それぞれの関税法令を適正に執行し、迅速な通関と効果的な水際取締り(不正薬物や知的財産侵害物品等の水際取締り)を実現する観点から、情報交換を含む相互支援等を行うことを規定したものであり、香港と日本税関当局間の協力関係が一層緊密化することが期待されている。(中新網 2008年1月9日)

### ★★★5. 上海：知財保護へ、さらに効果的な措置を導入★★★

上海市の韓正市長は1月14日午後、欧州連合(EU)のセルジュ・アブ駐中国大使、中国EU商工会議所代表団と会見し、「上海は優れたビジネス投資環境づくりに力を入れている。上海市政府はより効果的な措置を取って知的財産権を保護し、海賊版などの権利侵害行為の取り締まりに、より力を入れる」と述べた。

韓正市長はさらに、「上海とEUの多数の企業が、長い間密接な連携や協力を保っている。特に昨年以來、欧州の多数の銀行が上海に拠点を置いた。近年、上海とEUの貿易も急速に成長している。上海はEUからハイテクや商品を多く輸入したい。EUや各加盟国の支持を望む」と述べた。(知識産権報 2008年1月22日)

## ○司法関連の動き

### ★★★1. 北京谷歌 米国グーグル社に対する権利侵害の訴え 敗訴へ★★★

米国サーチエンジン大手 Google は北京の会社に「名称権侵害された」として訴えられた事件は26日に、北京市海淀区人民法院より Google 社が権利侵害にはならない、原告敗訴の一審判決が出され。

訴えを起こした北京谷歌科技有限公司は、自社より設立時間の遅い「谷歌信息技术(中国)有限公司」(Google 社の中国法人)の社名が自社の名称に酷似しているため、権利が

侵害されたと主張している。原告北京谷歌は、多数のビジネスパートナーや顧客が同社と Google 中国語版とを混同しているほか、Google 中国版の利用者が北京谷歌科技へ問い合わせの電話をかけることもあるという。従って、自社は法律に基づいて創立した企業法人として、企業名称に名称権を有して、裁判所に Google 社に権利侵害の即時停止および企業名称の変更を命じるように要求した。

裁判所は審理により、当事件の中で、北京谷歌と Google 社中国法人はいずれも企業名称登録主管機関の審査・許可、登録を通して登録された企業であり、しかも双方は皆主管機関の発行した企業営業許可証を獲得しているため、双方ともに名称権を有すると判断。このため北京谷歌の訴訟請求を認めないような判決を下した。(京華時報 2007 年 12 月 27 日)

### ★★★2. ヤフー中国、最終審に著作権法違反の判決★★★

広く音楽界の関心を集めているヤフー中国の著作権侵害事件は、12 月 20 日に最終審の判決が発表された。北京市高級人民法院(高裁)はヤフー中国の上訴を棄却し、ヤフー中国はウェブサイトユーザーが海賊版の音楽を検索、再生、ダウンロードするのを許可していたことは著作権法に違反し権利侵害行為にあたると、地裁の判決を支持するような判断を下した。

音楽業界を代表する国際レコード産業連盟(IFPI)は、2007 年 1 月に Warner Music Group、Sony BMG、Universal Vivendi などを含む複数のレコード制作会社の代理として訴訟を起こした。IFPI は訴訟で、ヤフー中国は同社の検索エンジンと、U2 や Destiny's Child といったアーティストの楽曲の違法コピーを掲載しているウェブサイトとをリンクさせることによって著作権を侵害したと、大量の証拠を提出し非難した。2007 年 4 月には北京市第二中級人民法院(地裁)がヤフー中国は著作権の侵害を助長したという判決を下していた。ヤフー中国はこの判決に対して上訴し、自社のウェブサイトの外部に置かれているコンテンツに対して責任を問われるべきではないと主張していた。しかし、北京高裁は 2006 年実施する「情報ネットワーク伝播権保護条例」を適用し、ヤフー中国の上訴を棄却した。情報によると、IFPI が検索エンジン大手の百度(バイドゥ)を訴えて事件は、2005 年に中国の旧著作権法において提訴されたため、Baidu は著作権侵害に対する責任を問われなかった。

「今回のヤフーチャイナに不利な判決は、中国におけるインターネット音楽サービスの著作権のルールを明確化したという意味で非常に意義深いものだ」と IFPI の会長兼 CEO である John Kennedy 氏は現地時間 12 月 20 日に声明で述べた。「中国の裁判所は、ヤフーチャイナのサービスが新しい中国の法律の下で著作権を侵害していると認定することによって、中国全土のインターネット会社が従うべき基準を効果的に定めることになった。」(中国文化報 2007 年 12 月 24 日)

### ★★★3. 検索エンジン「百度」の検索サービスめぐる訴訟に決着★★★

中国の大手検索エンジン「百度」(バイドゥ)が提供する、MP3 形式の音楽ファイルの検索ダウンロードサービスについて、同サービスによる権利侵害の有無をめぐる争われていた訴訟が、2 年半にわたる審判を経て決着した。北京市高級人民法院(高裁)は 07 年 12 月 20 日、国際レコード産業連盟(IFPI)に所属するレコード会社 5 社の訴えを棄却し、被告・百度会社のサービスは知的財産権の侵害には当たらず、賠償責任を負わないとする判決を下した。

原告のユニバーサルミュージック、EMI ミュージック、ワーナー、ソニーなどの大手レ

コード会社7社は2005年8月、百度公司の提供するMP3ファイルの検索ダウンロードサービスが知財侵害に当たるとして、相次いで百度を提訴していた。原告側は、百度の運営するウェブサイト上で、原告が著作権を持つ楽曲137作品の配信やダウンロードサービスが無断で行われていたとして、百度公司に167万円の賠償を求めた。

百度公司は、検索エンジン「百度」が検索に特化したウェブサイトであり、同社の提供するMP3検索サービスの原理や技術が、ウェブページやニュース、画像といった他の検索サービスと全く変わらないと指摘。「百度」が提供するのはあくまでリンクであり、実際のコンテンツではなく、故意による権利侵害や過失は存在していないと主張した。さらに、知的財産権の権利者を保護するため、効果的な措置を取っているとした。

百度公司はさらに、レコード会社側の主張が成立すれば、業界内の他の検索エンジンすべてが壊滅的な打撃を受けることになり、科学技術の発展や人類文明の進歩を大きく阻害すると主張した。

北京市第一中級法院は2006年11月、「百度」がインターネット利用者に提供しているのはダウンロードサービスではなく、トータルな検索結果に過ぎないと判断。百度公司の1審勝訴を受け、原告のうちユニバーサル、ワーナー、ソニー、正東、新芸宝の5社は控訴していた。

「百度」のウェブページ上で原告側楽曲の試聴やダウンロードができることが、直接の配信権侵害に当たるとする原告の主張について、終審を行った高等法院は、事実や法律的根拠を欠いており、支持できないと判断。百度公司の提供するMP3検索エンジンが権利侵害幫助に当たり、共同責任を負うとする主張に対しても、事実や法的根拠を欠き、支持しないとした。(法制晩報 2007年12月20日)

#### ★★★4. 寧波の企業、商標めぐる米MS社との争いに勝利★★★

浙江寧波視窓眼鏡公司はこのほど、5年に及んだ米マイクロソフト社との商標をめぐる争いに、ようやく決着をつけた。国家工商行政管理総局商標局はこのほど、寧波視窓公司に英文商標「windows」の登録証を交付。寧波視窓が争いの勝者となった。

寧波視窓眼鏡公司は2001年、マイクロソフトの基本ソフト「Windows」の中国語名と同じ商標「視窓」の登録を、国家工商行政管理総局に提出。その後、続けて英文商標「windows」の登録も申請した。マイクロソフト社側の弁護士は、これら商標出願がマイクロソフトの商標権を侵害しているとして、出願の撤回を求める警告書を寧波視窓へ送付。さらに、視窓公司が出願を自主撤回しない場合は、損害賠償を求めると主張した。寧波視窓は警告書を受け取った後、国内の法律専門家に問い合わせた上で、自社の「windows」とマイクロソフト「windows」は文字ロゴのデザインが違い、両社の経営分野も大きく異なるため、混乱を招く恐れはないと判断、マイクロソフトの要求を拒否した。

マイクロソフトの法律担当者は寧波視窓と何度も交渉したが、譲歩は得られなかった。商標出願から5年、寧波視窓の商標登録が認められ、争いに勝利を収める形となった。

寧波市企業ブランド保護協会の責任者は、マイクロソフトの異議は根拠を欠いていると指摘。マイクロソフトが商標登録した製品はコンピューター、プログラム、ソフトウェア、電子光学関連などだが、寧波視窓公司の商品分野は眼鏡ふき、眼鏡レンズ、眼鏡フレームなどであり、国際分類ではいずれも第9類に当たるものの、同一または類似の商品ではなく、競争関係には当たらないとした。(新華網 2008年1月9日)

#### ★★★5. JTB商標を湖南省住民が先行登録 「売値1000万ドル」★★★

湖南省の住民2人(匿名)が1月14日、ウェブサイト「紅網」(<http://rednet.cn/>)

を通じて、世界第2位の旅行会社・日本交通公社株式会社（JTB）と同じ「交通公社」の商標を登録したと明らかにした。2人は同行為を「愛国的姿勢」と表明し、商標権の希望売却価格は1000万ドルと公言している。

公開された登録商標証書によれば、商標登録日は昨年9月27日、証書番号は4049609、登録類別は観光サービス業を含む「39類」。商標を登録した2人は、「今回の登録成功を受け、JTBは今後、中国で『交通公社』と名付けた旅行会社を設立したり、『交通公社』の文字を宣伝やキャンペーン活動等に試用したりできなくなった」と述べる。

日本で最も歴史の長い旅行会社・JTBは、世界有数の知名度を誇り、中国にもすでに拠点を設けている。売上高では、JTBの1社のみで中国国内の全旅行会社の総額を上回る。

今回商標を登録した2人は、商標権の希望売却価格の提示に続いて、「専門の法律事務所へ委託して、商標権の保護を図る。JTBまたは他の企業、個人が同登録商標を侵害していれば、対処する」と述べている。（当代商報 2008年1月15日）

#### ★★★6. 類似商標を使用 1審で賠償2000万元の判決★★★

類似商標の使用をめぐる、個人が香港縦横二千有限公司とその専売店である上海、広州、浙江の3社を提訴していた訴訟の1審判決がこのほど、浙江省杭州市中級人民法院（地裁）であった。原告の登録商標「2000」を含んだ商標「G2000」を使用したことについて、法院は商標権侵害に当たると判断。原告に対し、同商標をつけた製品や包装の即時生産中止と廃棄処分を命令するとともに、香港縦横二千有限公司に2000万元の賠償金支払いを命じた。専売店には賠償の連帯責任を負うよう命じた。

同法院は審理により、次のように判断した。原告が商標「2000」の権利者であり、同商標も法的保護を受けるべき。縦横二千公司の使用した商標「G2000」は、字形や読み方、全体的な構成が「2000」に酷似している。被告はネクタイ、靴下、スカーフなどの商品に「G2000」の商標を使用しており、商標「2000」の権利適用範囲にあたる。このため、法院は被告の行為が権利侵害であると判断した。

また、被告側は法院が求めた生産・販売量、期間、利益等の証拠を提供せず、法院は被告が侵害行為により得た利益を把握できなかったため、侵害行為の性質や利益、範囲、継続期間などを考慮した上で、被告が得た利益は原告の賠償要求額の2000万元を大きく上回ると推算。1審判決で原告の要求額相当の2000万元の賠償を被告に命じた。

被告側は、1審判決を不服とし、すでに浙江省高等法院（高裁に相当）へ控訴した。（中国法院網 2008年1月9日）

#### ★★★7. 中国の企業 マイクロソフト社を特許侵害で提訴★★★

中国の小規模ハイテク企業が、インターネットユーザーに漢字入力を可能にする技術が盗用されたとして、Microsoftを提訴した。

北京市中易中標電子信息技术公司在「中国語の入力方法鄭碼を10年にわたって違法に使用した」として、米マイクロソフト社を知的財産権侵害で訴えた裁判の第1回審理が、北京市第一中級人民法院（地裁）で15日開かれた。

鄭碼は「英華大辞典」を編さんした鄭易里氏と娘の鄭瓏氏が発明した入力方法で、1989年に特許を取得。92年に中易公司在権利を獲得し、国家標準フォントの研究開発で特許を取得している。

中易公司によると、95年に同社とマイクロソフトはWindows3.2、95における鄭碼と同社のフォントの使用権で協議を締結している。しかしWindows98、2000、XPなどの製品にも無断でプレインストールされており、10年間にわたって商業使用の契約を交わさない

ままであるという。

中易会社の訴状は07年4月23日に受理されたが、証拠不十分として裁判が延びていた。一方、マイクロソフト側は07年5月28日に鄭碼には創造性がないとして特許の無効審判請求を国家知識産権局複審委に出し、法院にも訴訟の中止を求めている。

今回の裁判はマイクロソフト側の希望で非公開で行われ、審理は3時間に及んだ。新華社通信によると、使用されているWindows OSの数が不明なため、中易公司では、訴訟標的の金額についてはまだ決定しないという。(中国青年報 2008年1月20日)

## ○統計関連

### ★★★1. 専利出願件数の伸びが加速し、累計400万件を突破★★★

国家知識産権局が25日明らかにしたところによると、専利(特許、実用新案、意匠)出願の受理件数がここ数年来急速に伸び続け、国内・海外からのものを合わせて累計400万件以上に達した。

出願件数が100万件を突破するには約15年かかったが、それから200万件突破までには4年2カ月、300万件突破までにはわずか2年3カ月しかかからなかった。

同局の責任者の紹介によると、近年受理する専利出願のうち、国内からの発明専利出願の割合が著しく上昇している。専利出願の受理を開始後300万件まで100万件毎の国内発明出願率は順に47.8%、50.7%、53.4%だったのに対し、4回目の100万件では60.8%を占めた。また国内からの出願増加率は海外からの出願に比べ明らかに多く、2006年を例にとると、国内からの出願増加率は前年に比べ30.8%増加、これは海外からの出願に比べ約20ポイントも上回る数字である。(新華網 2007年12月26日)

### ★★★2. 中国、ハイテク産業の年間平均成長率が27%に ★★★

中国科学技術省の関係者は22日、西部都市の蘭州市で、この5年間、中国のハイテク産業は持続的に急速な成長を保ち、ハイテク産業の年間平均成長率が27%に達し、製造業に占める生産額が16%に及んでいることを明らかにしました。(新華網 2007年12月22日)

### ★★★3. 最高裁の知財民事訴訟、07年は18%増★★★

最高人民法院(最高裁に相当)の知的財産権法廷で2007年、新たに審判に入った訴訟は128件、うち再審請求案件は96件だった。継続案件の34件を合わせると、去年より137件(18.25%)多い計162件の審判が行われたことになる。2007年12月25日現在、結審案件は107件に上り、結審率は66%だった。

知財法廷で扱われる案件は専門技術や国の産業政策にかかわるものが多く、法律との関係が複雑で、社会からも強く注目され、一部案件は世論の焦点となっている。(知識産権司法保護網 2008年1月3日)

### ★★★4. 07年PCソフト登録件数が新記録 2万5666件に★★★

1月8日、中国版權保護センターによると、07年に受理したコンピューターソフトウェアの著作権保護登録件数は2万5666件に達して前年比15.9%増加し、登録件数の年間記録を更新した。

そのうち、ソフトウェア著作権登録数は2万4518件と登録総数の95.53%を占め、独自開発ソフトが多数を占めている。登録者所在地の上位10地域は上から順に、北京市、広東省、上海市、浙江省、江蘇省、福建省、山東省、湖北省、四川省、天津市となってい

る。

北京市が 8666 件で、前年同期比 7.0%増。次いで 2 位の広東省は 3269 件と前年同期比 24.6%増。3 位上海市は 2970 件、19.8%増となった。

中国著作権保護センターは、国家著作権局に認可された全国 PC ソフト著作権の登録を受け付ける唯一の政府機関。(新華網 2008 年 1 月 8 日)

#### ★★★5. 07 年専利出願受理件数 69 万 4 千件 登録は 35 万件★★★

国家知識産権局 (SIP0) が発表した 2007 年の統計データによれば、2007 年に受理した 3 種類の専利 (特許、実用新案、意匠) は計 694,153 件で、昨年同期に比べて 21.1%増。登録件数は同 31.3%増の 351,782 件だった。3 種類の専利の出願総件数は継続的に急増しており、国内の出願人による特許登録数の増加率は、国外の出願人による増加率を 17 ポイント上回った。

出願件数の内訳は、特許権が 24 万 5,161 件、実用新案権が 18 万 1,324 件、意匠権が 26 万 7,668 件であり、意匠権が全体の 38.63%を占め、最も多かった。このうち職務申請は 38 万 260 件、非職務申請は 31 万 3,893 件だった。国別では、中国内の出願人によるものが 58 万 6,734 件、国外の出願人によるものが 10 万 7,419 件となった。

登録件数の内訳は、特許権が 6 万 7,948 件、実用新案権が 15 万 36 件、意匠権が 13 万 3,798 件で、実用新案権が全体の 42.7%を占めた。このうち職務申請は 18 万 2,340 件、非職務申請は 16 万 9,442 件だった。国別では、中国内の出願人による登録は 30 万 1,632 件、国外の出願人による登録が 5 万 150 件となった。(国家知識産権局 2008 年 1 月 9 日)

#### ★★★6. 税関総署 : 5 年で知的財産権侵害事件 7 千件摘発★★★

2008 年 1 月 8 日に全国の税関長会議は北京で開催された。会場で得た情報によれば、我が国の輸出入貿易総額は 5 年来年平均 26.4%のスピードで増加しており、輸出入貿易の総額の順位はすでに世界の第 3 位に躍り出た。税関における知的財産権保護は国内外で広範に認められ、5 年来輸出入段階の知的財産権侵害事件計 7002 件摘発し、事件の被害総額は 6.8 億元。(国家知識産権局 2008 年 1 月 9 日)

#### ★★★7. 福州税関 : 知財案件の摘発、07 年は全国トップ★★★

福州税関の発表によれば、同税関が 2007 年に摘発した知的財産権に関する案件は 537 件で、前年比 66%増となり、全国最多だった。被害総額は 1487 万元で前年比 1.6 倍、押収した物品は 187 万点で前年の 2 倍。

福州税関区では、貿易をめぐる権利侵害行為に対する効果的な取り締まりが行われ、良好な秩序が保たれている。

福州税関法規処によれば、2007 年に福州税関で摘発された知財案件のうち、最も多かったのは商標権侵害で 524 件に達し、全体の 98%を占めた。被害商品は運動靴、スリッパ、自動車部品、たばこなど。被害ブランドは「ナイキ」や「アディダス」、「パナソニック」、「七匹狼」など、81 カ国に及んだ。(国際商報 2008 年 1 月 24 日)

#### ○その他知財関連

##### ★★★1. 百度 : 間もなく特許検索サービスを開始へ★★★

12 月 17 日、中国語検索エンジン最大手の百度 (Baidu.com) は正式に国家知識産権局中国特許情報センターと協議に調印し、共同でインターネット利用者に専門的な特許検索サービスを提供することを発表した。百度特許検索サービスは 2008 年 1 月 1 日に開設さ

れるとのこと。具体的なドメイン名はまだ明らかにされていない。

中国の自主的発明創造の能力及び経済レベルの向上に伴い、専利（特許、実用新案、意匠）出願件数も急速に増加している。国家知識産権局の統計によると、2007年11月時点で、専利出願の受理件数が、国内外合わせて累計400万件以上に達し、世界上位5位に入る。百度（中国語での発音はバイドウ）が発表した資料によると、百度は毎日138ヶ国より数億回の検索があり、中国の検索エンジン市場の6割のシェアを持ち、トラフィックは世界で4番目に多いサイトで、名実ともに中国語検索エンジンのナンバーワン。このようプラットフォームの上で特許検索サービスを提供することにより、我が国の特許情報の資源を最大限に普及させることを目指している。（eNet 2007年12月17日）

### ★★★2. 2007年 中国10大IT技術発明選出★★★

情報産業部はこのほど、第7回情報産業重大技術発明評選結果发布会において、2007年中国10大IT技術発明を発表した。

発表された2007年中国10大IT技術発明は、（1）中国科学院計算技術研究所などで編成するAVSワーキンググループのビデオコーデック「AVS」に関する重要技術、（2）中国電子科技集団公司第五十五研究所の無線通信用ガリウムヒ素ICの開発および産業化、（3）華為技術有限公司の多業務ブロードバンド接続プラットフォームの核心技術および製品、（4）聯想（北京）有限公司、閃聯信息技術工程中心有限公司の閃聯標準基礎技術に関する研究、（5）珠海金山軟件有限公司のオフィスソフト「WPS Office 2005」、（6）中興通迅股分有限公司のTD-SCDMA・BBU/RRU光ケーブルソリューション、（7）北京大学、北大方正集団有限公司のハイエンドカラー印刷の制御技術、（8）清華大学、総芸超導科技有限公司の高温超伝導フィルターシステム技術、（9）重慶山外山科技有限公司のSWS型持続的血液透析システム、（10）武漢●感科技有限公司のCompact Matrix CodeとGrid Matrix Codeによる2次元バーコード技術。

情報産業部通信科学技術委員会主任の朱高峰院士は、「重大技術発明の選出には2つの基本的な要求がある。1つは、必ず特許を獲得していること。もう1つは、重大な応用価値があること。これら2つの基本的条件を満たした上で、選出チームの専門家がその技術の革新性などを審議して選出を行う」と述べた。

情報産業部副部長の婁勤儉の紹介によると、現在、「ソフトウェア及び集積回路産業の発展条例」はすでに国务院の第2類の立法計画に入れて、政府は「情報技術の応用条例」の制定を急いでいるところである。今後続々と「国家の中長期の科学技術の発展計画」にあわせた政策を出し、科学技術の革新により産業構造の昇進を実現すること堅持する。情報産業分野の知的財産権戦略を実施し、「情報産業分野の知的財産権戦略の実施綱要」及び一連の措置の制定・発表を通じて、良好な情報産業の知的財産権の創造、管理、保護、利用する環境を作り出す。●は石偏に「夕」（中国電子報 2008年1月2日）

### ★★★3. 映画のインターネット著作権を守る協力計画がスタート★★★

中国版權保護センター、中国映画版權保護協会、関連のウェブサイトは8日、「中国正規版映画ウェブサイト連盟協力計画」という協定を共に結んだ。連盟ウェブサイトは今後、自粛と相互監視を強化し、大々的に「正規版を堅持し、海賊版を取り締まる」ことを確約している。

同連盟は映画のネット著作権登録・管理・認証・保護・協力・取引などを行う他、正規版映画のインターネット上での発行・販売・観賞など総合的なサービスを提供していく。

また、著作権の重視、著作権所有者の權益尊重を前提として合法的にインターネット上

で取引を行うことで、著作権の価値を保護し、インターネット市場と映画産業の良性サイクル、著作権保護の概念と意識の強化、著作権保護システムの充実を促していくことを提唱している。

同計画は、中国版權保護センター、中国映画版權保護協会と人民網、中国網など 50 のウェブサイトが共同で発起したもの。(新華網 2008 年 1 月 9 日)

#### ★★★4. オートデスク、世界最大の研究開発センターを上海に設立★★★

ソフトウェア会社オートデスク社 Autodesk 社は上海でこのほど、Hanna Strategies 社 (漢略信息技术有限公司) の買収が正式に終了したと発表した。同時に同社にとっては世界最大となる研究開発センターを上海に設立したことを明らかにした。

オートデスク社 Autodesk 社と Hanna Strategies 社は、共に本部を米国に置くソフトウェア開発会社で、上海に事務所を設立している。Hanna Strategies 社の買収後、オートデスク社 Autodesk 社は上海にある同社の応用開発センターに両社の業務基礎を結合し、オートデスク Autodesk 中国研究院を設立した。同研究開発センターは 1500 人のエンジニアを有し、16 ある同社の研究開発センターの中で世界最大規模のものとなる。また、多国籍ソフトウェア企業が現在中国で設立している研究開発センターの中では、エンジニア数が最大の研究開発センターとなる。

オートデスク社 Autodesk 社のカール・バース総裁は、「わが社 Autodesk 社は重要なソフトウェア開発のいくつかを中国で行う予定で、オートデスク Autodesk 中国研究院の長期的目標の 1 つはソフトウェア製品の中国化の実現である」と述べた。

オートデスク社 Autodesk 社は世界リードする 2 次元および 3 次元のデジタルソフトウェア開発業者で、世界 106 カ国に 800 万のユーザーを有する。中国市場には 1994 年に進出している。(新華社 2008 年 1 月 9 日)

#### ★★★5. 北京の老舗六店舗の英語名が決定★★★

北京の有名な老舗 6 店の正式な英語名がこのたび、世界 25 万人以上の応募作品からの 4 ヶ月以上にわたる選出作業を経て決定された。新たな英語名はすでに 6 店舗の同意を受けており、各店の新たな金文字看板がまもなく作られ、3 月から正式に使用されることになっている。

北京の老舗 50 数店は去年 8 月、外国人の来店を便利にするための英語名を、インターネットを通じて世界から募集した。これに対して世界各国から 25 万人以上の応募作品が集まり、そのうち海外からの応募は約 20%、中国系住民の多いカナダやア米国、東南アジアなどからの応募が多かった。

選出作業ではまず、一次審査と二次審査を通して翻訳作品を厳選。最終選考に残った作品に対してはさらに、翻訳や民俗学の分野の専門家で構成された最終審査委員会による審査・討論・改訂が行われ、6 店舗の英語名は最終決定された。

英語名が決まったのは以下の 6 店。

- (1) 「全聚德 Quanjude Peking Roast Duck-Since 1864」(北京ダック)
- (2) 「吳裕泰 Wuyutai Tea Shop-Since 1887」(茶葉)
- (3) 「同仁堂 Tongrentang Chinese Medicine-Since 1669」(漢方薬)
- (4) 「瑞フ祥 Ruifuxiang Silk-Since 1862」(シルク)
- (5) 「榮宝齋 Rongbaozhai Art Gallery-Since 1672」(文房具、書画)
- (6) 「王致和 Wangzhihe Gourmet Food- Since 1669」(伝統食品)

※瑞フ祥の「フ」は虫へんに「夫」(新華社 2008 年 1 月 8 日)

★★★6. 広州市、今年アニメ産業連合による市場参入を奨励★★★

広州市で20日、「国際アニメーション著名人フォーラム」「広州・香港・マカオ科学技術産業（アニメーション）発展フォーラム」が開催された。その席上、広州市新聞出版・広播電視局の範旭局長は、「広州市は今年、アニメ産業の上位企業がさらに強力な能力を携え、大中小企業が連合し国内外の市場に参入するよう奨励していく」と述べた。

範局長は同フォーラムで、現在の広州市におけるネットゲーム・アニメ・マンガ産業について紹介した。それによると、関連企業数は120社を超え、従業員は1万5000人前後、アニメ産業の生産高は100億元（生産品は含まず）に達し、全国アニメ生産額の20%前後を占めており、また、マンガの原作に関しては、マンガ愛好家の伝播機構を代表とする上位企業が国内同業をリードし、マンガ本全体の発行部数は全国市場の約30%を占めているという。

範局長は、「広州市では今年、15万平方メートルの広さで50社以上のアニメ会社を収容できるビルを建設し、市内の越秀区にもさらに多くの著名アニメーションクリエイターが広州市に根付くよう、アニメネットゲームを主体とした面積約20万平方メートル、長さ約3キロにわたるアイディア・ストリートを建設中だ」と述べた。（新華社広州 2008年1月20日）

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003 郵編100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved